

令和4年3月愛荘町議会定例会会議録

令和4年3月24日（木）午前10時00分開議

**議事日程（第4号）**

- 日程第 1 議案第 8号 令和4年度愛荘町一般会計予算  
日程第 2 議案第 9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算  
日程第 3 議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第 4 議案第11号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第 5 議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算  
日程第 6 議案第13号 令和4年度愛荘町下水道事業会計予算
- 

**本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第6

~~~~~

- 追加日程第 1 同意第15号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について  
追加日程第 2 同意第16号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて  
追加日程第 3 同意第17号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて  
追加日程第 4 同意第18号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて  
追加日程第 5 議案第14号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
追加日程第 6 議案第15号 愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に  
関する条例の一部を改正する条例  
追加日程第 7 議案第16号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す  
る条例  
追加日程第 8 議案第17号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例  
追加日程第 9 議案第18号 契約の締結につき議決を求めることについて

- 追加日程第10 議案第19号 契約の締結につき議決を求めることについて  
 追加日程第11 議案第20号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）  
 追加日程第12 議案第21号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算  
 （第5号）  
 追加日程第13 議案第22号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）  
 追加日程第14 議案第23号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）

~~~~~

- 追加日程第 1 同意第19号 愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めること  
 について

~~~~~

- 追加日程第 1 選挙第 7号 愛荘町選挙管理委員会委員および委員補充員の選挙に  
 ついて  
 追加日程第 2 選挙第 8号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につい  
 て  
 追加日程第 3 議提第 4号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について  
 追加日程第 4 議提第 5号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について  
 追加日程第 5 議提第 6号 広報常任委員会閉会中の継続調査について  
 追加日程第 6 議提第 7号 議員派遣について

**出席議員（14名）**

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 久保田 正 利 君 | 2番 小 菅 久 宣 君  |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君  |
| 5番 村 西 作 雄 君 | 6番 森 野 隆 君    |
| 7番 上 田 太 治 君 | 8番 高 橋 正 夫 君  |
| 9番 外 川 善 正 君 | 10番 河 村 善 一 君 |
| 11番 瀧 すすみ江 君 | 12番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13番 辰 己 保 君  | 14番 村 田 定 君   |

**欠席議員（なし）**

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

|   |   |       |       |   |   |       |   |       |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|-------|-------|---|---|-------|---|-------|---|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 有村国知君 | 副     | 町 | 長 | 中西 功君 |   |       |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 教 | 育 | 長     | 徳田 寿君 | 教 | 育 | 次     | 長 | 上林市治君 |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 総 | 務 | 政     | 策     | 監 | 福 | 祉     | 政 | 策     | 監 | 森 まゆみ君      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |       |       |   |   |       |   |       |   | 兼ワクチン接種推進室長 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| み | ら | い     | 創     | 生 | 課 | 長     | 西 | 川     | 傳 | 和           | 君 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 商 | 工 | 観     | 光     | 課 | 長 | 藤     | 野 | 知     | 之 | 君           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| く | ら | し     | 安     | 全 | 環 | 境     | 課 | 長     | 水 | 谷           | 徹 | 也 | 君 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 住 | 民 | 課     | 長     | 阪 | 本 | 崇     | 君 | 生     | 涯 | 学           | 習 | 課 | 長 | 陌 | 間 | 秀 | 介 | 君 |   |   |   |   |   |
| 子 | ど | も     | 支     | 援 | 課 | 長     | 北 | 川     | 三 | 津           | 夫 | 君 | 健 | 康 | 推 | 進 | 課 | 長 | 木 | 村 | 美 | 紀 | 君 |
| 農 | 林 | 振     | 興     | 課 | 参 | 事     | 山 | 本     | 拓 | 也           | 君 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

---

### 事務局職員出席者

|        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 徳 | 田 | 郁 | 子 | 書 | 記 | 伊 | 谷 | 一 | 真 |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

開議 午前10時00分

**◎開議の宣告**

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。御苦労さまです。着座にて失礼します。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程の報告**

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、議案審議に入ります。

---

**◎議案第8号～第13号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（村田 定君） 日程第1、議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算から日程第6、議案第13号 令和4年度愛荘町下水道事業会計予算までを一括議題として、3月10日の議事を続けます。

まず、日程第1、議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算は、予算・決算特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、予算・決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会、村西委員長。

〔予算・決算特別委員会委員長 村西作雄君登壇〕

○予算・決算特別委員長（村西作雄君） 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和4年3月24日、愛荘町議会議長、村田 定様。愛荘町予算・決算特別委員会委員長、村西作雄。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月11日から3月16日に、総務、産業建設、民生及び教育の各部門ごとに、第1委員会から第4委員会に分けて、詳細な説明、質疑を行いました。

3月22日には部門ごとに政策を中心とした質疑並びに全体総括質疑を行い、慎重に審査しました。

主な内容は、総務部門では、防災行政無線の放送内容について。入札の在り方や地元業者の育成について。定年延長に伴う新制度支援業務委託について。地域おこし協力隊の事業内容について。個人情報保護法対応支援業務委託について。ウォークブルタウン創造事業の今後の展開について。ふれあい収集業務の予算計上について。CO<sub>2</sub>の削減に対する愛荘町の取組について。ごみ減量の町の取組について。彦根愛知犬上広域行政組合のごみ処理施設の進捗や今後について。コミュニティづくり推進事業補助金について。町東部地域の活性化に係る事業予算の計上について。湖東定住自立圏で運営している愛のりタクシーについて。ウォークブルタウン創造事業の空き店舗対策について。空家等対策計画策定業務委託費用の根拠について。会計年度任用職員の雇用についてなどの質疑がありました。

産業建設部門は、米1俵1,000円補填事業について。世代をつなぐ農村まるとと保全向上対策事業広域化の進捗状況について。湖東三山館あいしょうの指定管理の分離発注について。住宅耐震改修補助金及びブロック塀安全対策事業補助金の周知について。建築物のアスベスト等除去に係る補助金について。土地改良施設大規模更新事業の今後の計画について。世代をつなぐ農村まるとと保全向上対策事業の22集落以外の把握について。大雪に伴う集落内の除雪対策についてなどの質疑がありました。

民生部門は、幼稚園の預かり保育の状況について。保育園の入所傾向や待機児童について。高齢者通院支援助成事業における短距離利用の扱いについて。手話通訳奉仕員養成講座の開催場所について。妊婦歯科健診委託料の取組内容、目的、効果について。社会参加促進助成事業を居場所づくりにつなげていくことについて。コロナ禍での老人クラブ活動、これからの支援方策についてなどの質疑がありました。

教育部門は、モバイルWi-Fiルーター利用者負担金の月額3,190円掛ける10人掛ける3か月分の積算根拠について。不登校児童の中学校卒業後の進路指導について。臨時休業中の学習保障について。スポーツ少年団の補助金及び今後の対応について。合併後のスポーツ少年団活動の方向性について。小学校放課後補充教室の令和4年度予算について。今後の歴史文化博物館の在り方及び文化教育啓発について。重点施策を取り組むための会計年度任用職員と正規職員の配置について。学校給食における地産地消の取組状況についてなどの質疑がありました。

最後に、総括質疑として、令和4年度の当初予算額の増加理由について。町東部地域の活性化に関する町長の考え方について。中学校の制服について。個人情報保護法

対応支援業務委託についての町の考え方についてなど、活発に審査が行われました。

審査終了後、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算は原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村田 定君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算に対し、反対を表明します。

本予算の中の町民の利益につながる内容には賛成しますが、マイナンバー関連と同和関連予算に次の理由から反対します。

政府は、2022年度までに全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせることを目標とし、健康保険証利用、マイナポイントなど、国民がカードを使わざるを得ない状況をつくり出す普及策を講じています。また、政府はマイナポータルを入り口とした情報関連を拡大させ、あらゆるデータを行政に集中させようとしています。

そのために、マイナンバーカードの普及策が講じられています。政府は、国民が必要としていない制度に固執し、国民にマイナンバーカードを押しつけることはやめるべきです。

町長は、経費節減のために庁舎集約化をはじめ、公共施設の統合も進めようとしています。地域総合センターの問題については全く触れていません。現在の到達点から考えれば、3つの地域総合センターは、統合というよりは、各地域住民の方に管理をお願いし、自治会館として使用することが自立を促進し、経費の節減にもつながります。

また、3自治会だけに50万円を補助しているコミュニティづくり推進事業補助金は、令和2年度、コロナ禍により事業の実施ができなかったとの理由で、2自治会は返還されました。このことで、根拠のない拠出はできない、明確な事業に対する補助金であることが明らかになりました。このような補助金は、同和特別扱いの補助金ではなく、どこにでも拠出できる補助金としていく必要があります。コロナ禍において、

あらゆる人権尊重が問題になっています。

令和4年度の町職員における正規職員数を30人も超える会計年度任用職員の配置です。町長は、町の行財政運営において、正規職員のみならず、事務事業を進める上で、裾野の人員である会計年度任用職員の自己責任の上に重点施策を進めようとしています。町長は、一般質問や予算決算特別委員会に出ていた、議員各位から米の生産補償を求める声を真摯に受け止める姿勢は見られませんでした。町長の職員並びに町民に自己責任を押しつける姿勢と併せて、その政治姿勢は町民及び職員の声を聞かない町政ということを訴えて、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に賛成討論はありますか。6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算について、賛成討論を行います。

令和4年度当初予算は、第2次愛荘町総合計画前期基本計画の最終年であり、町の重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つのプロジェクトの推進に必要な施策に対して重点的に予算を配分されています。

具体的には、子ども・子育ての環境の充実として、産後うつや育児不安の予防などを目的に、産後ケア事業として、ひよこママ教室の実施。保育士の業務負担を軽減し、保育環境の充実などを図るための保育補助者雇上強化事業の実施。

学力向上・教育環境の充実として、子供たちが基礎的な学力を身につけ、自らの目標に向かって将来を切り開いていける力を養うための教育環境の充実や、GIGAスクール構想のもと、タブレット端末などを活用したICT教育の推進。

健康寿命化の延伸として、全世代が気軽に取り組める健康づくりの推進やがん対策としての胃内視鏡検査、骨髄移植ドナーに対する助成制度、ヒトパピローマウイルスワクチンの接種の積極的な勧奨などの実施。

高齢者の活躍として、シルバー世代がいつまでも地域社会の担い手として活躍できる働き方の支援や女性活躍拡大に向けた取組のサポート。

愛荘町の魅力発信として、町公式LINEの登録者の増加、愛荘町ふるさと大使ダイアンを活用した広報活動の展開、ふるさと納税寄付金の増額への取組の実施。

安全で安心なまちづくりとして、町道愛知川栗田線など、主要な幹線道路の継続や整備や空き家の利活用及び適正な管理に向けた取組の推進。

持続可能なまちづくりの推進として、町の個性を生かした持続的なまちづくりの実

現に向けたウォークブルタウン創造事業や多様な人材が活躍する個性と魅力あふれた地域づくりの推進など、本町が持続的発展につながる施策について推進しようとしていることが確認できます。

また、厳しい財政状況であることから、最少の経費で上質な行政サービスを提供する経営的視点に立った実効性のあるものとし、10年後に目指す姿、「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の着実な推進を図っていくことも確認できました。

この当初予算を有効に生かすため、今後も建設的な議論を活発に行い、住民の目線に立ったまちづくり、将来の子供たちのためのまちづくりを遂行していく必要があると考えます。

最後に、引き続き適切な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましても御賛同をお願いしまして、賛成討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 7番、上田でございます。次の理由により、私は反対の討論をさせていただきます。

町長は、自らは滋賀県の中で一番高い町長給料を取りながら、泥田にはいつくばり、地域の環境や農地を守り、秋には米を収穫し、それでも再生産に届かない、何とか町で僅か1,000円でも補助をしていただきたいという農家の切実な望みも、自己責任のもとに一べつされております。

また、老老世帯や老人世帯の独居老人の世帯に対しての雪害対策についても、議員からの提案についても、それらについては予算に一切盛り込んでおられません。町長は、自らが町長選挙に当選したからといって、自分の自己責任はこれで果たしたという思いは、私ども町民には到底理解はできません。よって、私は令和4年度一般会計予算についての反対をいたします。

以上です。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。議案第8号 令和4年度一般会計予算について、賛成討論を行います。

令和4年度一般会計予算については、社会保障関係経費などの経営的な経費が増大する中で、職員一人一人が経営感覚とコスト意識を持って経費削減に努められたこと



や、第2次愛荘町総合計画に基づき、町の重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つのプロジェクトの推進に必要な施策に対して重要的に予算を配分されたところであります。

その中でも、子ども・子育て環境の充実、学力向上・教育環境の充実、健康寿命の延伸、高齢者の活躍、愛荘町の魅力発信、安全で安心なまちづくり、持続可能なまちづくりの推進の分野、領域について重点的に取り組まれ、住民にとって明るい未来となる予算であることが確認をされました。

引き続き、適正な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましても御賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。終わります。

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案に対する予算・決算特別委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立多数であります。よって、議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第2、議案第9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委員長。

[総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇]

**○総務産業建設常任委員長（森野 隆君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和4年3月24日、愛荘町議会議長、村田 定様。愛荘町総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により御報告します。

1、審査結果。議案第9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月11日に総務産業建設常任委員会6名の出席がありました。払下げの進捗率と残地の面積について。払下げ金額の適正価格について。払下げの十分

な周知についてなどの審査が行われ、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村田 定君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第9号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第11号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第5、議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の3特別会計予算は、教育民生常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会委員長の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

**○教育民生常任委員長（竹中秀夫君）** 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和4年3月24日、愛荘町議会議長、村田 定様。愛荘町教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。議案第11号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月14日に教育民生常任委員7名の出席がありました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、余剰金が生じる要因について。余剰金が生まれる根拠がないことに対する問題提起について。令和3年度における人間ドック利用者数と令和4年度助成額について。人間ドック助成585万円の精算根拠についてなどの審査が行われ、討論は反対討論1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり決定をいたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、被保険者に対する極めて細かな対応について。窓口負担などにおいて、被保険者の救済のため、どのような機会に実態を伝えているのかについて。保健所などの郵送料軽減の考え方についてなど審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論1件があり、採決の結果、賛成多数で議案第11号 令和4年度後期高齢者医療事業特別会計予算を可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑は、主なものは在宅介護施設の施策の今後の展望について。町内における地域密着型サービス事業について。微・助っ人の人数と活動内容についてなど審査が行われ、討論は反対討論1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり決定をいたしました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村田 定君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第10号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。令和4年度国民健康保険事業特別会計予算に反対します。

県は、保険料水準の統一に向けて、納付金算定方法の変更により負担が増える市町

への激変緩和措置を行っている。令和4年度の本町の激変緩和措置費は1,295万5,447円と示されています。県は、国として財政基盤の確立を図っていただくことが必要だと言っています。このように、国の責任を果たすことが第一だと県も示しているわけです。県は、各市町の国保税、料に対して、市町が保有する基金や繰越金等を加味した上で、令和4年度の実際の保険料率を決定されるものと言明しています。

本町は、令和3年度当初予算では令和2年度繰越金を300万円と見込み、令和3年度補正予算（第4号）では総額2,599万3,000円と、約2,200万円増額です。そして、令和3年度当初予算での基金取崩し額を2,059万6,000円と見込んでいるわけですが、財源充当の必要がなくなり、それどころか基金積立て額の当初予算は利息枠4万円だけでした。補正予算（第4号）での増額は3,362万9,000円です。国保会計における余剰金は、令和3年度補正予算（第4号）時点では5,500万円です。国保被保険者は3,709人です。基金積立ての増額分だけでも、1人約1万円が引き下げられます。中学校卒業までのこの均等割を廃止することはできません。

以上を申し上げ、高い国保税と高い窓口負担が医療を受ける機会をなくす悪循環を招いています。医療保険における最後のセーフティーネットの役割を果たすためにも、国として、財政基盤の確立を行うこと、併せて町も高い国保税の解消の手だてを講じることを訴えて、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に賛成討論はありますか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田。令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

我が国では、昭和36年度に創設された国民健康保険制度は、国民皆保険体制を実現するための医療保険における最後のセーフティーネットの役割を担っています。

平成30年4月からは、新国保制度により、滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担って、県に交付される公費や市町から集められる納付金を財源として、県内市町の医療給付等の支払いがなされているところです。

当町では、県が定めた納付金を納めるため、国民健康保険税率の見直しについて、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問が行われ、同協議会会長から税率の据置きについての答申を受けられ、その答申を尊重することとし、予算編成が

なされたものです。

引き続き、税負担の公平化と保険税の収納率の向上を図るため、滞納世帯に対する電話催告など、収納対策の強化に努められております。また、特定健診、特定保健指導の実施や人間ドック助成、レセプト点検等により、医療費の適正化にも取り組まれています。今後も、住民課を中心として、税務課、健康推進課との連携をもとに、より一層保険者として安定した事業運営と財政運営の健全化を努めていただき、本予算の認定について賛成するものです。

議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。以上です。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第11号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。令和4年度後期高齢者医療保険事業特別会計予算に反対します。

令和4年に後期高齢者医療保険制度の75歳以上の窓口負担を原則1割が制度改悪により多くの被保険者が2割負担となります。窓口負担の増により、受診抑制と健康悪化を引き起こすことは避けられません。その結果、重篤化を招き、そのことが親の生計を支え、介護を担う現役世代の生活に影響を与えます。高齢者の負担増の口実になっている現役世代の負担上昇を抑える、それどころか、高齢者の命と健康に重大な影響を及ぼし、その結果、現役世代にも大きな影響を及ぼします。

高齢者は、日本社会の発展功労者です。国は、その功労者に責任を果たすべきと考えます。しかし、国は国庫負担を45%から33%まで減らしています。

高齢者と現役世代の負担が増えたのは、国庫負担を減らしてきたからです。後期高齢者医療保険料が引き上げられ、窓口負担は2割、3割と引き上げられる。2割、3割負担は、本人が低所得者に関わらず、世帯に合算収入で負担割合が決定されていく。家庭や世帯で異なる事情を抱えるにもかかわらず、世帯人合算収入を算入した負担割合は、高齢者の受診抑制に結びつくだけでなく、医療保険制度を揺るがすものと批判しなければなりません。医療保険制度を守るためにも、国庫負担率を元に戻すことを強く訴えて、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に賛成討論はありますか。1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 1番、久保田。令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛同する立場から討論を行います。

平成20年4月より、高齢化の進展により、後期高齢者医療の負担に対応し、世代間の負担の公平化及び財政運営の責任の明確化と安定化を目的とした後期高齢者医療制度が創設され、15年目を迎えることとなります。

この間、国では、高齢者に置かれている状況に配慮され、所得が一定以下の人には保険料の軽減や徴収方法の変更などの措置が講じられ、令和4年度は第8期保険料率が適用される所です。引き続き、保険者である滋賀県後期高齢者医療広域連合とより一層の連携を図っていただき、事業運営を進めていくことによって、高齢者が安心して医療を受けられる医療制度の充実と事業の円滑な執行に資するための予算が計上されており、本予算の承認について賛成するものであります。

議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第11号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第12号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算について、反対を行います。

介護を社会全体で支えるための仕組みというふうについて、介護保険制度、事業が発足しています。しかし、残念ながら今日では、要支援、要介護1、2を介護制度から外していく、こうした改悪が進められてきました。また、令和3年度中に、補足給付の改悪で食事負担が倍増されました。補足給付の改悪で、食費も居住費も全額負担となる事態もつくり出しています。補足給付の改悪は、葬儀代ぐらい残しておきたいと、このようにささやかな高齢者の願いを無視する資産要件が厳格化されたためです。

現役世代の負担を増大化させ、老老介護の現実をも無視する制度改悪です。家庭崩壊をつくり出す現実、介護を社会全体で支えるどころか、受益者負担の原則と、それに伴う自己責任を持ち込んだ制度改悪の結果です。あわせて、介護保険料は、年金が減っている中で、改定ごとに保険料は引き上げられています。サービス利用料も負担増となり、利用者は介護サービスの抑制に追い込まれています。

第8期介護保険事業計画は2年目に入り、第9期事業計画の策定に向けて、アンケート調査が実施されます。サービス量の検証、社会全体で支える介護保険制度の検証を行い、これ以上の保険料の値上げを行わないことを含め、介護保険制度の抜本的見直しを求めて反対討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありませんか。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 1番、久保田。私は、令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

我が国において、平均寿命の延伸と少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展し、本格的な高齢社会となっています。こうした高齢社会の状況から、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けて、介護予防生活支援、

医療、介護連携、認知症施策を効果的に進めるとともに、介護保険サービスの充実に努めておられます。今後は、それらをより一層拡充していただくとともに、本町に根強く、互助の精神や強い絆といった特徴を生かして、お互いに支え合える地域社会をつくっていくことによって、真の地域包括ケアシステムの構築を実現していただくことを切望するところです。

今日までの実績や課題を考慮しながら、変化し続ける高齢者像を見据え、必要な介護サービス量の確保や提供に努められるとともに、社会保障制度である本制度への理解を深め、特に保険料の収納対策については、重点的に対処していただき、財源確保に努めていただくようお願いいたします。

本予算については、第8期介護保険事業計画の事業内容や介護サービス等給付費を基本としつつ、実績を勘案して編成されており、また、次期計画についても早期に取り組まれているところとされているものであることから、承認について賛成するものです。

議員各位におかれましても、御理解いただき、賛同をお願いし、討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第13号 令和4年度愛荘町下水道事業会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委員長。

〔総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇〕

**○総務産業建設常任委員長（森野 隆君）** 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和4年3月24日、愛荘町議会議長、村田 定様。愛荘町総務産業建設常任委員



会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会  
会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第13号 令和4年度愛荘町下水道事業会計予算を原案可決。

2、審査経過。3月15日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。

質疑の主なものは、水洗化率、水洗化推進のための方策、工事の進捗率についてな  
どの審査が行われ、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第13号 令和4年度  
愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（村田 定君）** 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第13号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は、委  
員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛  
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 全員賛成であります。よって、議案第13号 令和4年度愛  
荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決しました。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩をします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時30分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） お諮りします。ただいま同意4件、議案10件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、同意4件、議案10件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎同意第15号の上程、説明、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第1、同意第15号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） それでは、同意第15号について説明をさせていただきます。

同意第15号は、愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

このたび、現委員の八島琢磨氏が令和4年3月28日をもって任期が満了することから、新たに黒川泰守氏をお願いするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により町長が議会の同意を得て任命することからお願いするものです。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

黒川泰守氏は、人格が高潔で、教育に対する意識が高く、家業の飲食業においてはコロナ禍での工夫を凝らした経営手腕を発揮され、また町においても観光協会の理事や商工会員として御活躍いただいております。現在、秦荘東小学校及び秦荘中学校の子供の保護者であり、保護者の立場に立った教育に対する御意見の聴取が頂けるものです。愛荘町の教育理念、人が輝き人が育つ未来を拓く愛荘の教育のもと、本町のさらなる向上に向け、御活躍を御期待するところです。

任期は、令和4年3月29日から令和8年3月28日までの4年間でございます。

何とぞ御同意を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） 本件を含め、4件の人事案件の質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより同意第15号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 全員起立であります。よって、同意第15号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎同意第16号～第18号の上程、説明、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第2、同意第16号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから追加日程第4、同意第18号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第16号から同意第18号までを一括して提案説明を申し上げます。

愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。懲戒審査委員会は、地方自治法施行規則規定第17条第5項の規定に基づきまして、委員3人をもって組織し、委員は職員のうちから1人及び学識経験を有する者のうちから2人をもって構成することとなっており、町長において議会の同意を得て命ずることとなっております。

令和4年度3月31日をもって現在の委員が任期満了を迎えることから、新たに委員3人につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

議案書2ページでございます。

同意第16号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、武永 淳氏、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

3期目をお願いするものでございまして、現在、滋賀大学及び関西大学の講師として御活躍されており、識見豊かで、憲法、行政法などのほか、地方行政に精通されておられる方でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議案書3ページでございます。

次に、同意第17号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、生駒英司氏、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

7期目をお願いするものでございまして、弁護士として御活躍され、労働法などに精通されておられる方でございます。

議案書4ページでございます。

次に、同意第18号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、職員代表といたしまして、青木清司氏、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

任期につきましては、いずれも令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（村田 定君）** 人事案件につき、質疑、討論を省略し、これより同意第16号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 全員起立であります。よって、同意第16号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第17号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第17号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに決定しました。

次に、同意第18号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第18号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

**◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（村田 定君）** 追加日程第5、議案第14号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（青木清司君）** それでは、提案書5ページと説明資料の1ページをお願いいたします。議案第14号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出させていただきます。

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。説明資料の1ページを御覧を頂きたいと思えます。

改正をする理由でございますが、令和3年度人事院の勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が閣議決定されたことによりまして、これに準じて、愛荘町の関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨でございますが、第1条、第22条第2項期末手当の改正、年間期末勤勉手当「4.45か月」を「4.30月分」とするものでございます。令和4年6月期及び12月期支給分期末手当「100分の127.5」を「100分の120.0」にするものでございます。

次ページにつきましては、新旧対照表でございます。5ページ、議案書に戻っていただきまして、付則としまして、施行の期日は公布の日から、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置が2項から、次のページに移って記入をしております。最後の段で、規則への委任ということで、それぞれ御確認を頂きたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。議案第14号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対して反対を表明します。

この内容については、理由に書かれていますけれども、令和3年度人事院の勧告に

基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が閣議決定されたことにより、これに準じて関係する条例の一部を改正するというものです。内容は、令和3年度の期末手当の「4.45月」を令和4年度は「4.30月」に引き下げるという内容です。公務員の給与水準を維持し、一般の給与水準を公務員に合わせて引き上げることが今、このコロナ禍においては特に必要であるということを思いますので、そのことを訴えて反対討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第14号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第6、議案第15号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（青木清司君） それでは、議案書7ページと説明資料の3ページをお願いをいたします。

議案第15号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を提出するものでございます。

愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

説明資料の3ページをお願いをいたします。

改正する理由でございますが、議案第14号と同様に、令和3年度人事院の勧告が閣議決定されたことにより、愛荘町の条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨でございます。第1条、第2条第2項令和4年度6月期及び12月期支給分期末手当を「100分の167.5」から「100分の162.5」に改

正するものでございます。

次の4ページに、新旧対照表でございます。

また、議案書に戻っていただきまして、付則としまして、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置は2項で、規則への委任につきましては3項でうたわれているものでございます。よろしく願いをいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、議案第15号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 追加日程第7、議案第16号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（青木清司君）** それでは、議案書8ページ、説明資料の5ページをお願いをいたします。

議案第16号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提出をしていただきます。

愛荘町職員の育児休業に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料をお願いをいたします。改正する理由でございます。人事院規則の一部を改正する人事院規則が交付されるとともに、非常勤職員の勤務時間及び休暇の運用についての一部改正及び育児休業等の運用についての一部改正について発出されたことを受け、町条例についても同様の整理を行うため改正するものでございます。

次のページの新旧対照表を御覧を頂きたいと思っております。

まず、現行の第2条でございますが、(ア)の部分の「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職(「特定職」)」に改めるものでございまして、それが6ページの新旧対照左の現行、そして右側の改正後でございます。

それと、次のページの7ページの第19条第2号中、「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改めるものでございます。同号(ア)及び(イ)を削るもので、7ページが、左が現行、右が改正後の新旧対照表でございます。

議案書に戻っていただきまして、中段でございます。妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等は第23条で、勤務環境の整備に関する措置につきましては第24条で、それぞれうたわれているものでございます。

付則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。よろしくをお願いをいたします。

○議長(村田 定君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番(辰己 保君) 13番、辰己。議案第16号は、会計年度任用職員に当てはめていくというものだろうと思っておりますので、当然、会計年度任用職員は地公法に基づいて職務するということなのでいいんですが、ただ細かく見ると、今議案でいう第2条の4号(ア)についても、「養育する子が1歳6か月に達する日」とかというふうに書いてあるんです。その末尾に、「引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員」。ちょっと1歳6か月、要するに再任用職員は1年限りになるんです。この条文でいくと、1年6か月に達する日とか何とかあるわけで、しかも、「引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」と書かれてるんですが、採用されないことが明らかでない非常勤職員、どういう解釈というのがさっぱり分からないので、ちょっとその説明をお願いしたいと思います。

19条、改正後は、2号で「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して



規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）と書いてあるので、一体どういう職種になっていくのか皆目見当がつかないというふうに思っています。当然、再任用職員、パートタイム、フルタイムであろうと、こういうものが拡大されていくというのか、適用されていくことは望ましいことなのですが、もう少しこの運用、要するに条文解釈、これを先にお願ひしたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） それでは、1点目ですけれども、「任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない」という部分でございます。

非常に難しい部分でございますけれども、簡潔に申しますと、育児休業取得時点で認められますのは、現任期の末日、多いのが、例えば令和4年ですと3月31日となるんですけれども、その現任期の末日の翌日から新たな雇用が始まれば、再度育児休業が認められるというような考え方でございます。

それと、もう1点ですけれども、7ページの議案書の新旧対照表の19条の2号の部分を書いていただいているというふうに思ひます。この部分について、イの部分でございますけれども、規則に定める非常勤職員の部分については、今回改正の部分ではございません。そのアの「特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤」という部分が削除されたことによります修正ということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

内容につきましてははですけれども、育児休業取れる会計年度任用職員につきましては、勤務日が週3日以上、または年121日以上であるというようなどころについて規則等で定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） いずれにしても、こういうふうに拡大されるのはいいんです。でも、今現在、皆さんも御存じのように、幼稚園や保育園、こういう現場では、要するに、別にそこに限定しなくても、各部署同じことだと思うんですよ。要するに、産休や育休はそういう状態、過程になると、職員さんがそれを取ると、当然、補充職員というものが働きます。特に現場ではどうするかということが問われているので、そういう協議はどうなるんだろうというのがこの条例改正に対する勘どころというか、聞きどころなんです。

要するに、今でもシフトを敷いたりいろんなことを考慮しなきゃならない。じゃ、パートタイムの人を多く雇えば、1日に2人もしくは3人雇わなきゃならない。フルタイムなら一定対応できるんですが、延長保育といいますか、そういう部分でフォローが要ります。どうしても、フルタイムであっても、非正規、非常勤職員を2人もしくは3人の雇用を要するわけです、1日のシフトにも。

そういう中で、今、正規職員さんがこうした産休や育休を捉えたときにフォローをする職員さんを確保すること自体も大変だという事態、この実態を逆に言えば、非常勤職員で充当率を高めていると、要するにこの町の事業を支えているという中で、一体こうした運用をする上で何が必要になってくるのか、次に。これを保障する環境をつくろうということですね。要するに、24条では、研修やらそういう整備やいろんなことをしていこうということが押さえられています。そういう現実の今持っている課題をこれに当てはめていけば、どういう問題が新たに來るのかということが、どのように考えられているのか、当局が。そして、そのための課題やいろんな問題をどういうふうに解決していこうとしているのか。それが24条だと思うんで、ちょっとその点をお聞きしておきたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（生駒秀嘉君）** ありがとうございます。保育、幼稚園の現場につきましては、いろいろとお話のほう、ヒアリング等させていただいております。そういった中でいろいろと改善のほうもさせていただいているところでございます。

会計年度につきましても、やはりいろんな雇い方等ございます。延長とか加配とか、いろんな状況がございます中で、やっぱり会計年度も一定必要であるというところがございます。今も、制度拡充を国のほうもしていただいたというところがございまして、そういったところをしっかりと対象者の方に説明をさせていただくということ。それと、相談体制もしっかりと受けるというところも制度的にしっかりと構築をさせていただいた中で、会計年度が不利益を被らないように、こういった制度の運用をしっかりとしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 所管が頑張って答弁をさせていただいているのに、非常に大変だなと思うんですよ。4月1日施行なんです。副町長かそういう評価をする立場

にある人、職員評価を。そういう人が、これも含めて、町長も当然です。その町長か副町長、そこがしっかりと今後、今町の持っている課題とこれを進めていく上での課題、こういうものをつかんでおられると思うので、だからその点を聞いているんです。だから、副町長でもいいし、町長でもいい。これは、そこが2人がどちらかが答えないと、答えられる範囲やないと思っています。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御質問ありがとうございます。御答弁申し上げます。

職員の適正な配置、正規職員と非正規職員の適正な配置ということにつきましては、常に考えていかないといけない事象でございますので、この年度、それぞれの新年度の体制を考えていく段階で、その対応については現場のヒアリング等もさせていただいて考えているところでございます。また、定年の延長の制度も今後導入されてまいりますので、そういったことも踏まえて、職員の適正な人数と配置について検討をさせていただいているところでございます。

今回の条例につきましては、そういった中で、会計年度職員の皆さんにも育児休業等を取っていただくのが広がるということですから、それについて、制度を知らなくて使えなかったということがあってもいけませんし、そういった困り事についてもしっかりと相談をしていくというのが、この設けられている条文ということで理解しておりますので、正規職員も、あるいは会計年度の職員さんも、こういった制度がきちんと使っていただけるようにということに引き続き努めてまいりたいというふうに存じます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 何が課題なのか、今現状でというところを1つも答えられていない。要するに、条例における抽象的な答弁で終わっている。ほんまにこの現状を知っているのか、愛荘町の実態をということを言わざるを得ない。しかも、要するにパートタイム任用職員は兼業ができるんですよ。本当にそのパートタイム任用職員が、こういうものと含めて、私は、任用職員も本当に整理が要るだろうと思う。また、そういう面では研修をしっかりされたらいいと思うんですよね。

でも、今の現状が大変だと。大変というのはごめん、それは認識の問題だから、行政のほうが大変だと思っていなかったらあかんで、ちょっと認識が違いの問題。今の現状をどう課題があるのか、その解決のために何が必要なのか、せめてそこは答弁

いただきたいと思う。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御答弁いたします。先ほどは答弁が至らず申し訳ございませんでした。

特に保育現場、つくし保育園ですとか幼稚園の現状をお聞きしますと、会計年度任用職員のお力を頂いて現場が回っている状況というのは承知はしてございます。

ただ、会計年度任用職員としてお勤めいただいている方には、なかなか週5日フルタイムで仕事するのはなかなかしんどいなということで、逆に週短い日で、あるいは短い時間でということをお望まれる方もございますので、それについては御希望されるニーズと合わせた働き方というものを一方で提供することも必要だろうと思っております。

いずれにいたしましても、現場がなかなか大変な状況といたしますか、今回のコロナの関係でもですね、職員が感染、あるいは家族の方が感染された場合に出勤できないということで、なかなか難しい中シフトを組んでいただいてこの冬を乗り切っていただいたという現状は承知をしてございます。

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第16号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第8、議案第17号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（青木清司君） それでは、議案書10ページ、説明資料9ページをお開きを頂きたいと思います。

議案書、議案第17号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提出をさせていただきます。

愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料9ページでございます。改正する理由でございます。上位法の責任共済法第55条第1項の改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた愛荘町消防団員等公務災害補償条例第3項第2項ただし書を削除するものでございます。

次のページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。現行のただし書を改正後削るものでございます。

付則としまして、施行期日につきましては令和4年4月1日から施行するもので、経過措置につきましては、議案書2項、3項のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第17号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号～第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 追加日程第9、議案第18号 契約の締結につき議決を求めることについて、追加日程第10、議案第19号 契約の締結につき議決を求めることについてまで一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

**○教育次長（上林市治君）** 議案書11ページをお願いいたします。

議案第18号でございます。契約の締結につき議決を求めることについて。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

変更理由でございますけれども、愛知中学校校舎のスクリーンの新設をお願いするものでございます。

1、契約の目的、令和元年度工事第30号、愛知中学校校舎等大規模増改築工事（建築）でございます。

変更契約の金額、変更前の契約金額19億2,103万1,200円。変更後の契約金額19億2,262万2,900円。

契約の相手方、住所、滋賀県蒲生郡日野町松尾5丁目1番地。氏名、奥田・伊藤建設工事共同企業体。代表取締役、北川昭市。

続きまして、12ページをお願いいたします。議案第19号 契約の締結につき議決を求めることについてでございます。

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

変更の理由でございますけれども、避難誘導灯の増設を5か所お願いするものでございます。

契約の目的、令和元年度、工事第31号、愛知中学校校舎等大規模増改築工事（電気設備）でございます。

変更契約の金額、変更前の契約金額4億4,905万800円、変更後の契約金額4億4,990万9,900円。

契約の相手方、住所、滋賀県大津市晴嵐1丁目3番15号。氏名、株式会社ケイテック。代表取締役、草野吉方でございます。

どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより議案第18号、議案第19号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第18号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第19号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩をします。再開を1時10分といたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時10分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第11、議案第20号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（青木清司君） それでは、補正予算書（令和3年度）をお願いをいたします。

めくっていただきまして、議案第20号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）でございます。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,657万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億6,353万1,000円とするものでございます。

次の2ページ、3ページが歳入歳出の第1表でございます。

次に、4ページの第2表 繰越明許費でございます。翌年度に繰り越して使用することができる経費、総務費、電算システム開発業務委託事業273万2,000円。民生費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業507万円。土木費、町道長野外周道路3号線道路改良事業1,200万円。教育費、教育施設アフターコロナ対策事業829万4,000円。幼稚園小学校LED照明・トイレ改修事業4,916万3,000円。災害復旧費、農地等災害復旧事業729万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次のページ、5ページの第3表 地方債の補正変更でございます。

起債の目的、学校教育施設等整備事業債9,420万円を1億2,200万円に、防災減災国土強靱化緊急対策事業債1億9,700万円を1億9,960万円に追加するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

次に、8ページをお願いをいたします。8ページの事項別明細書、歳入でございます。14款国庫支出金3目災害復旧費国庫負担金430万3,000円、農地等災害復旧事業費負担金で、追加でございます。

次、1目総務費国庫補助金273万2,000円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。8目教育費国庫補助金1,914万3,000円の追加は、公立学校施設整備費補助金1,554万3,000円と学校保健特別対策事業費補助金360万円の追加でございます。

次に、21款町債6目教育債3,040万円の追加は、学校教育施設等整備事業債2,780万円と、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債260万円の追加でございます。



次のページ、歳出でございます。2款総務費7目電子計算費273万2,000円の追加は、国庫支出金10分の10の財源でございますして、繰越事業でございます。

次に、3款民生費7目国民健康保健費475万8,000円の追加は、国保会計への繰り出しでございます。

8目土木費2目下水道費2万7,000円は、下水道会計への繰り出しでございます。

10款教育費3目教育振興費829万4,000円は、国庫支出金360万円の財源としまして、来年度への繰越しでございます。

次、めくっていただきまして、4目学校建設費4,916万3,000円は、国庫支出金1,554万3,000円と地方債3,040万円を財源としまして4,916万3,000円の追加、繰越事業でございます。

11款災害復旧費1目農地等災害復旧費729万1,000円は、国庫支出金430万3,000円の財源で繰越事業でございます。

13款諸支出金1目財政調整基金費1,568万7,000円の減額でございます。

以上、一般会計補正予算（第10号）でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。議案書の9ページの、歳出の場合ですと9ページですけれども、電算システム開発業務委託料のところなんですけれども、全協でお聞きしましたように、これは国の10分の10の補助金を得て、転入手続のワンストップ化に向けた準備のためのシステム改修ということとをされるという説明でした。これは繰越明許になっていきますので、令和4年度で進められると思うんですけれども、このワンストップ化に向けた計画、そして、これは準備ということで、273万2,000円ですか、なっていますけれども、これ全国をもうマイナポータルで、オンラインで転出届、転入予約なんか行うんで、全国同じようなシステムにするのではないかと思うんですけれども、そういうことになると物すごく大規模なということになりますし、見込まれる金額なんかについても、もし分かっていたら答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

議員おっしゃっていましたように、このワンストップのシステムにつきましては、国が一括で進めているというようなことでございます。そういった中で、国の10分の10、100%の補助を受けまして、3年度の補正で繰り越して4年度中に実施せよというようなことでございます。改修自体につきましては令和4年度中に実施をさせていただくというところがございますけれども、ただこのシステムを動かすとなりますと、国が運営します、先ほど言っていましたマイナポータルと町のシステムとのネットワーク化が必要となってきますので、そのネットワーク化の導入がないと、基本的にはこのシステムを動かさないというところがございますので、この部分については、6町クラウドの共同事業というところで進めさせていただきたいと思っておりますので、足並みをそろえさせていただいて、できれば4年度中の実施というところで調整をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） さっきから言っていますけど、マイナポータルを使ってオンラインでそういうことを、転出、転入ということでされるようになると、このマイナポータルとデジタル庁とつながれるものなんで、これを使うということは結局、転出証明書情報というので名前とか生年月日と、これ、転出先とかそういう転出の予定年月日とかいろんなものがマイナポータルを通じてデジタル庁に行くんですね。それで、そういう町で、町だけが知り得ることができる情報というのが、町の場合はその場所でとどめておいて、やっぱり個人情報ですからという場合が、そういうふうになっていると思うんですけど、そうするともう国までもう行ってしまふという、そういうことになるんですけど、国のやることと言えば、それで、そのようにしなきゃいけないということもあるかもわかりませんが、一般的に考えてこういうふうなことになる、個人情報というのは守られるのかどうかということについて見解をお伺ひします。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） セキュリティーにつきましては、国のほうがいかなる法整備をさせていただいている中で、しっかりと町のほうでも、それに対応するところになります。それとまた、J-LISというところで、専属の国の属している機関が、専門的な知識を持ちながら、セキュリティーも含めてですけれども、運営のほうをさせていただいているというところがございます。

特に技術改新等に伴いまして、情報セキュリティーについては対策を講じておりまして、マイナンバー制度につきましても、情報を一元管理するようなことはしておりませんので、国においてデータベースをつくるのではなくて、情報の管理に当たりましては、町などで管理していた個人情報を引き続きその町などが管理させていただいて、必要な情報を必要なときだけやり取りする分散管理という仕組みになってございますので、その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） そのデジタル庁であっても、それはやっぱり国が言ってますのは、やはりそういうのを企業なり、つまり公務員じゃなくて一般のそういう企業もそういうところにデジタル庁に関わっているんで、つまりそういう開示するときにはその個人情報なり開示する、町じゃないですよ、デジタル庁がですよ、そこで、その段階で開示するときって、その個人の承諾を得なくてもできるということがよく書いてるんです。すると、やはり個人情報というのはどうなるんでしょうかということをもう一遍答弁お願ひしたいと思ひます。やはり個人情報なんで、個人の承諾を得ないとそういうことは開示できないと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 個人情報の開示につきましては、個人情報の保護条例または国の整備しております法律に基づいて実施しているというような状況でございます。

今後、来年度ですけれども、個人情報の保護法につきましては大きな改正がございますので、そういったところも踏まえまして、町においてもしっかりと条例改正等させていただきたいと思ひますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。議案第20号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）に対し、反対を表明します。

本議案のほとんどの内容には賛成します。しかし、社会保障・税番号制度システム整備費補助金により、転入転出手続のワンストップ化に向けた準備のためのシステム

改修を実施するための内容には反対します。

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届、転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことで、転出転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るというもので、そのシステム改修です。政府は、マイナポータルを入り口とした情報連携を拡大させ、あらゆるデータを行政側に集積させようとしています。このために、政府がマイナンバーカード所持者を増やすことに躍起になっています。マイナンバーカードを押しつけるため、行政手続のオンライン化など行政の効率化が行われようとしています。それは行政と住民をつなぐ窓口業務の削減と一体のもので、デジタル技術を使える人と使えない人の間で、行政サービスに格差があってはならないものです。的確な住民サービスが受けられなくなる危険性があり、同時に地方公務員の削減にもつながりかねないことを訴え、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** 次に賛成討論はありませんか。6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 議案第20号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、愛知川東小学校、秦荘幼稚園、愛知川幼稚園の環境整備として、校舎、園舎等の照明を蛍光灯からLED照明に変更するための工事、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策のための経費、転入転出手続のワンストップ化に向けた準備のためのシステム改修に実施するための経費の計上、今年度発生した8月豪雨により、被害を受けた農地、農業用施設の災害復旧工事費の計上であり、財源として国の補正予算等を活用した予算構成を図り、繰越しの手続を適切に行われております。

今後も、新型コロナウイルス感染症から住民生活を守るため、万全の対策を行っていただくとともに、本件補正予算は、令和4年度の新年度につながる重要な補正でもあることから、引き続き適切な予算執行、予算管理をお願いし、各議員におかれましても御賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 令和3年度一般会計補正予算について、反対の立場から討論をいたします。

町政を円滑に運営するための予算についてはおおむね賛成であります。令和4年

度一般会計当初予算でも反対したように、町民や町民の代弁者である議員の切実なる要望や提案に対し、僅かでも聞く耳を持ってもらえるものと一抹の期待をしておりましたが、それらの切実な要望はことごとくはねのけられ、当補正予算にはみじんも盛り込まれていません。

議員各位についても、町民の代弁者として要望や提案をしたことをことごとく否認されたことを十分鑑み、当補正予算について反対されることを要望し、反対の討論とします。

○議長（村田 定君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決をします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第20号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第12、議案第21号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第21号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお開きください。令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,803万2,000円とするものでございます。

事項別明細書16ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、令和3年度愛荘町、国民健康保険給付対策費補助金の交付決定見込みにより、関連する予

算について措置をするため、補正をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。7款県支出金2項県補助金2目県補助金1節の保険給付費対策補助金90万6,000円の増額は、県補助金の交付見込みにより追加するものでございます。

その下の10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金475万8,000円の増額は、一般会計繰入金として福祉医療波及分の見込みにより追加をさせていただくものでございます。

次に、歳出の部でございます。3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分については財源更正でございます。

10款諸支出金2項基金積立金1目財政調整基金積立金の566万4,000円の増額は、国民健康保険給付対策費補助金の増額により財政調整基金へ積み立てるため、追加をさせていただくものでございます。

以上で、令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、辰己保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。今、補正後の説明を頂きました。それで、歳入における説明が、県の保険給付費に対策の補助として頂いているというものが90万6,000円。一般会計の繰入金の説明は、地方単独事業、福祉医療の増加に伴う町負担額の増額、要するに、国保会計に負担を負わせると、福祉事業として。だから、その分を一般会計から繰り入れると、国保会計に。

となると、要するに県の統一に基づいた会計処理されているわけで、町単独の事業において国保会計に過不足が生じるということの、言うたら、不足が生じるということで補填をしているわけで、全体、今言うように、もう一遍戻りますが、県の統一化的事业をしているときに、県に納付するという金額に値するわけです、これでいけば。それが、結果的に歳出では基金積立てになっていくというのが説明と歳出のところで、ちょっと私自身は道理がないのではないかというふうに思うんですが、この点についての答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 住民課長。

**○住民課長（阪本 崇君）** 今の御質問についてお答えさせていただきたいと思いま

す。

今、歳入のほうで、県の支出金、補助金のほうが増額になったということで補正のほうをさせていただいているところでございます。この部分につきましては、マル福の波及分ということで、県のほうが算出した金額に基づきまして、県から町のほうに補助金を受けているような内容になっております。

また、それに伴う波及分というかマル福の補助金以外の部分についても、一般会計からの繰入れをさせていただいているというような状況でございます。これにつきましては、国保の財政の安定化を図るために一般会計からの繰入れをしているというような状況でございます。

最終的には、当初の段階ではもちろん、支払う部分は支払うという部分で、県のほうに納付金等でお支払いしているような状況ではございますが、その部分、県が負担しなければいけない部分について、補助金等で頂いているものでございますので、御了解いただきたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 事務事業上そういうやりくりが行われるわけです。ということは、結果として当初予算で、要するに県への上納金等々、要するに必要とする歳出、最低限。それは納付金と税金、ルール分と国保税の合算分を納付するということになるんだろうと思うんやね。そういう中で、あとの財源的なものは支払い基金団体とかあるんだけど、でも今の説明でいくと、財政調整基金に結局年度末にやりくりしてきたんだけど、出し入れさせてきたんだけど、年度末には、要するに余っちゃって、貯金するしかないのよ、この処理。要するに、一般会計から繰り入れるには、そのまま一般会計にとどめ置くことができない、ルール上の理論上に基づいて国保会計に繰り入れているわけだから、結果として、要するに当初の事業見込みはどうであるのか。

先ほど、令和4年度の当初予算のところでも言ったんだけど、要するに、県は地域の、要するに愛荘町の実情に応じて国保税率を決めていただきたいと思いますということでしょう、あの言葉は。下げられるということ、税率を下げていけばいいということに、私は改めてこの、補正5号が示していると。この部分ではかなり、4号でも指摘したし、そして当初予算の審議のところでもそういうことを述べているし、一貫してこれがずっと続いているということにおいては、本当に国保運営委員会で、もっともっと深掘りをしていただきたいと思います。要するに、確かに激変緩和措置等が講じられていると

はいえ、本町がどうあるべきなのか。どうなっていくのか。そのことを本当に深掘りされない。こんな、申し訳ないけど、国保税ぎょうさん頂いていますというて、わざわざ証明していただいているんで、これは真剣に本当に協議をしていただきたい。そうせざるを得ない根拠を示していただきたい。どうでしょうか。ここにおいても財調に組み込まなければならない理論的な根拠、お願いします。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（阪本 崇君） 今の御質問でございます。

今の現状としては、どうしても財政調整基金への積立てという形にはなってしまっておりまして。歳入に伴う歳出がそこまで見込めていないという部分が現実的なものかなというふうに思っているところでございます。ただ、今の現状で申し上げますと、県への統一化に向けての調整をしている状況の中で、税率の御質問と御指摘等もあつたかと思うんですけども、愛荘町としては、県内のほうでも低いほうの税率で、推移のほうさせていただいているような状況でございます。

そういった中で、基金の活用という部分も視野に入れることも可能かというふうには思っているところではございますけども、統一化に向けたときに、急激な上昇がないように、税率のほうは調整をしていかなければいけないのかなというところで、運営協議会等でも、協議のほうを図っているところでございます。

結果として、補助金、また一般会計からの繰入金等の中で、歳出の事業をしている、そういった差引きの金額が財政調整基金に積み立てるという結果になってございますので、御了解いただけたらというふうに思います。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、反対を行います。

確かに、統一化によって本町の保険料がどの程度になっていくのかということは、非常に気にするというのか、そういうところはあります。でも、現実の歳入歳出会計の動きは、結果として、当初予算で歳入を低く見積もり、歳出を多く見積もる。これは当然、予算編成上、やむを得ないことでしょう。しかしそれが、その見込みがあま



りにも大きく現れてきているのは、この間の同事業会計の補正であります。この方から言えば、結果として、やはり被保険者に多くの負担をかけているということは間違いないということをはっきりと申し上げておきたいと思えます。

ですから、本当に今、国保税が大変になっている。当然国保税の中には、医療分と支援分と介護分、こういう3本立てになっている中で負担が大きくなっていることも確かです。しかし、こういう歳入歳出予算を明らかにされてくることは、やはりいま一度、国保税の見直し、検討が必要だということを訴えて、討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第21号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第13、議案第22号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（青木清司君） それでは、議案書18ページをお願いいたします。

議案第22号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出の補正、第2条、令和3年度愛荘町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入、第1款資本的収入2万7,000円の追加でございます。

支出、第1款資本的支出2万7,000円の追加でございます。

24ページをお願いいたします。24ページ、実施計画の説明書でございます。  
収入、1款資本的収入2目他会計補助金2万7,000円の追加は、一般会計からの繰入金でございます。

次のページの支出でございます。1款資本的支出1目企業債償還金2万7,000円は、下水道事業債償還元金でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第22号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第14、議案第23号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（青木清司君） それでは、補正予算書（令和4年度）をお願いいたします。

めくっていただきまして、議案第23号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,938万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億3,33

8万4,000円とするものでございます。

次の2ページ、3ページは第1表の補正予算でございます。

次、6ページをお願いいたします。6ページで事項別の明細書でございます。

歳入の部から、14款国庫支出金1目民生費国庫支出金974万7,000円の追加は、児童福祉費負担金でございます。

次の段、1目総務費国庫補助金1億2,523万5,000円は、社会保障・税番号制度関係補助金369万7,000円。地方創生推進交付金1,075万9,000円。地方創生臨時交付金1億1,077万9,000円の追加でございます。8目教育費国庫補助金208万円の追加は、公立学校情報機器整備費補助金158万円と、教育支援体制整備事業費補助金50万円の追加でございます。

次、18款繰入金1目財政調整基金繰入金1億178万3,000円は、財源調整でございます。

次のページ、20款諸収入5目雑入53万9,000円につきましては、民生費雑入でございます。

次、めくっていただきまして、8ページでございます。歳出の部でございます。2款総務費1目一般管理費876万4,000円の追加は、マイナポイント申込み支援事業、テレワーク環境整備事業でございます。国庫支出金629万7,000円の財源でございます。

2目文書広報費110万円は、新型コロナ対策支援サイトのホームページの開業でございます。国庫60万円の財源でございます。

6目企画費2,301万8,000円は、地域公共交通活性化事業並びに持続可能な健康延伸プロジェクト事業でございます。財源に、国庫支出金1,175万9,000円でございます。

次のページ、10目自治振興費1,060万円は、地域のきずなづくり支援交付金でございます。国庫600万円の財源でございます。

次、3款民生費10目福祉センター費5,000万円は、ラポール秦荘ふれあい広場のリニューアル工事でございます。国庫3,000万円の財源でございます。

次、3款民生費1目児童福祉総務費231万円は、放課後児童支援員等の処遇改善でございます。国庫231万円の財源でございます。

次、2目の児童福祉措置費743万7,000円につきましては、保育士等の処遇改

善で743万7,000円の国庫財源でございます。

次、めくっていただきまして、6款農林水産業費3目農業振興費300万円は、農業経営安定対策事業でございます。国庫150万円の財源でございます。

次、7款商工費2目商工振興費2,979万1,000円は、キャッシュレス決済ポイント還元事業に、国庫1,500万円の財源でございます。

次、観光費460万3,000円は、観光施設等受入環境整備業務等でございます。240万円の国庫財源でございます。

次のページ、9款消防費3目防災対策費420万円は、避難所等の感染対策事業でございます。国庫220万円の財源でございます。

10款教育費3目教育振興費514万5,000円は、G i G A - P r o スクールサポーター会計年度任用職員の雇い上げ、幼稚園の感染対策事業、健康アプリの導入などでございます。国庫支出金228万円の財源でございます。

次、12ページ、教育費でございます。9目文化振興費8,941万5,000円は、ハーティーセンター秦荘のトイレ改修分で、国庫4,927万9,000円の財源でございます。

次のページ、13ページから給与費明細書、14ページ、15ページとなっておりますので、御確認のほうをお願いしたいと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。先ほどちょっと全協でお聞きしたことですけれども、議案書8ページの企画費、健診予約システム構築業務委託料というところでお聞きしたいと思います。

ちょっと先ほど説明も頂いたんですけど、私は健診のところにもマイナンバー制度、マイナンバーが入ってくるということを以前から情報を聞いてまして、それに対して懸念しているところなんですけど、予約システムの構築ですか、このところには、そういう個人番号制度、それをマイナンバーカードなどの利用などは関係あるのかなのか、答弁をお願いします。

---

**○議長（村田 定君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時53分

再開 午後1時55分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 今ほど御質問がありました件についてお答えさせていただきます。

今回、開発をさせていただこうと思っております健診予約システムにつきましては、マイナンバーとは一切関係のないものでございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） ほか、質疑ありませんか。5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 議案書9ページの自治振興費、地域のきずなづくり支援交付金1,060万円についてお尋ねをしたいと思います。

コロナ禍での社会活動が始まって足かけ3年になろうとしています。この間、自治会活動は停滞し、評議会も毎月の実施から2か月、3か月に1回でいいのではないかと。また、行事もしない、できない状況下で自治会運営ができているのであれば、コロナが収まってもこれでいいのではないかと考えるリーダーや部長もおられるように思っています。

こうした中、全協でみらい創生課長は、この事業は53自治会に各20万円をまちづくり交付金にプラスして各自治会に交付するとの説明を頂きました。ウィズコロナ、アフターコロナ禍でこの交付金をどのように活用し、従前の自治会活動をどのように取り戻していくのか。区長に対しての指導、助言方策について、お考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） この交付金についてでございますけれども、コロナの影響によりまして地域のつながりの希薄化、自治会への帰属意識の低下という部分が懸念されております。

また、自治会活動の再開を促進するためにも、その地域の絆を取り戻すということで、その自治会の活動を後押しするといった趣旨、目的のもとに創設をした交付金でございます。

令和2年、令和3年度におきましては、感染症対策に関する備品等の整備を行わさせていただきました。今年度、令和4年度につきましては、その活動の後押しができるよう、主にそのソフトの部分を支援をするといった形でございます。

どのようにこの地域の自治会のほうにそれを周知していくかという部分でございませうけれども、まず、今回の交付金の目的であったり、使途であったりにつきましては、区長総代会、年度初めに開催させていただきます区長総代会を通じてお伝えをさせていただくということ。また、使い道の想定という部分につきましては、やはりコロナ禍の中で、従前やっていた夏祭りであったりとか運動会とか、新たな形で地域の皆様が参加できるような形のイベントであったりとか、そういったことを再開していただくという、そういった純粋なその事業経費としての活用といったことに使っていただきたいということで、お伝えをさせていただこうというふうに考えております。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 課長は、区長総代会でこの事業の趣旨を説明してというようなお話でありました。そういった形で、通り一遍の説明ですとですね、区長によっては、今年20万ちょっと、まちづくり交付金ようけ入ってきたなど、それだけで終わってしまう区長さんもなきにしもあらず、私はそっちのほうが大きいかないというふうに思うんですよ。

そういった中でですね、やっぱり地域の連絡員さんを各理事会の連絡員制度というのも、いつぞや持っているというお話も聞かせてもらいましたけれどもね、そういった職員の連絡員さんと各区長と綿密に話して、この自治会、この字やったら、今まで夏祭りしてはったんやな。これやったらこの20万使うてこういうふうにしてもろたらどうやろうとかね、やっぱり膝突き合わせてその地域、その区ごとの、今までのやってきた事業なり、そして今後伸ばそうとするものなり、そういったものを面と向かってしゃべり合ってますね、この20万を有効活用してもらおうと。そういった指導がやっぱり必要ではないのかなと。区長総代会でこの20万プラスしますので、何か今までやっていたことを、できなんだことをやってくださいねだけでは、何かこの1,060万もったいないなというような思いをするのは私だけでしょうかね。そういった思いでの再度、考えをお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） もちろん、区長総代会のみで区長さんにお伝えし

たというようなことではなしに、本年度も自治会ミーティング等で各自治会の状況等もお伺いさせていただきました。実際、来年度、またこの、要はこの交付金のみならず、自治会の活動に関してはまだまだコロナ禍の状況という部分、町としても把握していかなければならない部分もあるかというふうに思っております。

そういった中で、個別、自治会との接触できる機会というのはいろいろな形で持っていきたいというふうに考えております。そういった中で、地域にもいろいろな情報を提供するのと併せて、地域の実情というの把握していききたいというふうに考えております。

○議長（村田 定君） 質疑はありませんか。  
[「なし」の声あり]

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。  
これより討論に入ります。

○10番（河村善一君） 議長。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 補正予算に対し、修正動議を提案します。

○2番（小菅久宣君） 動議に賛成。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。  
休憩 午後2時01分  
再開 午後2時03分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） ただいま10番、河村善一君から議案第23号に対する修正動議が提案されました。1名の賛成者をもって、動議が成立しました。この修正動議は、2人の者の発言になっておりますので成立いたしました。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。  
休憩 午後2時03分  
再開 午後4時02分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） 議案第23号に対する修正案について、提出理由の説明を求めます。10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 河村善一です。今回の修正に関する修正動議の趣旨説明をいたします。

令和3年の米価の下落は予想をはるかに超えた価格となり、農協の買取り価格は1俵60キロ当たり1万円と、令和2年から3,100円の下落。11月からは1俵当たり9,000円と3割以上の価格が下がり、稲作農家は今、危機に瀕しています。この遠因は、令和2年2月から始まった新型コロナウイルス感染症のため、移動と旅行が控えられ、外での食事制限され、イベントも控えられた結果、米の消費がなされなかったことによるものです。

農家の皆さんは必死に田んぼを守り、農業をしてこられました。米価の下落により、各利益も2割減の減少となっているのが実情です。商売をされている方々には、経済対策として、令和2年度にはあいしょうエール商品券事業として2億3,000万円が、及び3年度にはPay Payを使っての補填はあるものの、農家への補填はありません。そこで、今回1俵当たり1,000円の農家支援を行うことを提案します。新型コロナ対策農業者緊急支援補助金として3,900万円の補助金であります。

内訳としては、農協29万袋、米販売店が10万袋ということでございまして、1俵当たり1,000円の補助をするものであります。皆さんのところにお配りしました趣旨でそういうことをございまして、今回お配りしました議案を説明させていただきたいと思っております。

令和4年3月24日、愛荘町議会議長、村田 定様。

発議者、愛荘町議会議員、河村善一、同小菅久宣。

議案第23号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び愛荘町会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

次のページ、1ページでございます。議案第23号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案。

議案第23号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。



歳入歳出予算の補正、第1条中2億3,938万4,000円を2億7,838万4,000円に、113億3,338万4,000円を113億7,238万4,000円に改める。

次のページでございます。第1表 歳入歳出予算補正、歳入、18款繰入金2の基金繰入金、補正前予算額が8億8,802万4,000円、補正予算額を1億178万3,000円を1億4,078万3,000円に、補正後予算額を9億8,980万7,000円を102億8,080万7,000円にするものでございます。

歳入合計は、このとおりでございます。

歳出といたしまして、6款農林水産業1農業費、補正前予算額2億5,668万9,000円を300万を4,200万に、補正後予算額2億5,968万9,000円を2億9,868万9,000円にするものです。

次のところをめくっていただいて、1、総括、歳入歳出予算補正事項別明細書で、歳入、18款繰入金、これは補正前が8億8,802万5,000円、補正額が1億178万3,000円を1億4,078万3,000円に。それから、合計が9億8,980万8,000円を10億2,880万8,000円にするものでございます。

歳出、6款農林水産業、補正前の額2億6,527万2,000円を補正額300万を4,200万、合計2億6,827万2,000円を3億727万2,000円にするものでございます。国庫支出金は150万で、一般財源150万を4,050万にするものでございます。

4ページ、歳入、18款繰入金目1財政調整基金繰入金、補正前の額6億6,452万4,000円、補正額1億178万3,000円を1億4,078万3,000円に、計7億6,630万7,000円を8億530万7,000円にするものです。

節で、1財政調整基金繰入金1億178万3,000円を1億4,078万3,000円に、財政調整基金繰入金は、今申し上げた1億178万3,000円を1億4,078万3,000円にするものです。

歳出です。目で、3目農業振興費補正前の額7,084万4,000円を、補正額は300万を4,200万、計7,384万4,000円を1億1,284万4,000円にするものです。

財源は国庫支出金が150万、一般財源を150万から4,050万に、5項のところを300万を4,200万に、農業者緊急支援援助金（新型コロナ対策）として3,

900万を計上するものでございます。

注釈といたしまして、3農業振興費の節18負担金、補助金及び交付金、農業者緊急支援補助金(新型コロナ対策)として3,900万を追加するものでございますので、以上の点を提出させていただきます。

どうか御審議のほどよろしく願います。ありがとうございます。

**○議長（村田 定君）** これより修正案についての質疑に入ります。質疑はありますか。4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 河村議員にお聞きします。

この動議はいいんですけど、もっと動議と違って違うやり方もあったと思うんですけど、なぜこの乱暴な動議を出されたのか。

**○議長（村田 定君）** 10番、河村善一君。

**○10番（河村善一君）** 確かに、いろんなやり方はあろうかと思います。でも今回、こういう形で農業者の緊急、農家の緊迫した状況、困っている状況はもう必至でございます。農協を維持し、管理し、これを継続していこうと思う気持ちは、農家の皆さん全部持っておられますし、そういうような意味で、今回こういう提出をさせていただきました。

皆さん、気持ちを御理解いただいた上で御賛同いただければありがたいと思っております。

**○議長（村田 定君）** 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の順序は、まず本案、町長提出議案に対する賛成者、続いて、本案、町長提出議案に反対者、次に、修正案に対する賛成者、続いて、修正案に反対者の発言を許します。

まず、本案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。ほかに、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 町長の提出されています令和4年度の一般会計の補正予算に

ついて、反対の討論をさせていただきます。

町長は、当初予算並びに令和3年度一般会計補正予算に反対したにもかかわらず、町長自らは県内1高い町長給与を取りながら、議員の提案や町民や農家の皆さん、また、老老世帯や老人の単独、雪害対策についても一切の補正を認められませんでした。

よって、本日、議員のほうから修正の動議が出ております。私は、町長が選挙に当選されたからといって、独断的な、町民を十分顧みない町政をされることは許されないという具合に思っております。よって、町長から出ております補正予算については、反対をいたします。

**○議長（村田 定君）** 次に、修正案に賛成者の発言を許します。5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 議案第23号の修正補正予算に賛成の立場から討論いたします。

一昨年来からのコロナ禍により、町内飲食、医療費、サービス業等の皆さんの売上げ減少に伴い、町では一昨年8月、3,000円のプレミアをつけたエール商品券を当初は1世帯2冊限度として販売し、町は5,000万円以上持ち出し、その商品券での消費額は2億円を上回りました。さらには、昨年8月、P a y P a y キャッシュレス決済事業を執行し、30%のポイント還元金に町費約2,600万円をかけ、その町内消費額は約9,000万円。

また、今回、令和4年度においても、昨年と同じくP a y P a y 事業に町費約3,000万円をかけ、町内消費額9,000万円と、実に3年連続で町費総額1億円以上を支出し、トータルの経済消費額は3億8,000万円にも及び、町内事業者の売上げ回復による地域経済の活性化が図られてきました。

一方、町の基幹産業の農業を支える農業者に対して、私は昨年12月、議会の一般質問で、コロナ禍により米価は2年前から約3割も下落し、まさに米作って飯食えない状態だ。このままでは生産意欲も失せていくとして、町の支援を求めたところ、町長は、町のみが抱える課題ではなく、湖東管内の市町の動向を注視すると答弁。

さらに、今議会では、多賀町で1俵1,000円のスピーディーな町助成の実績を紹介し、町の米価下落に対する助成の再考を求めましたが、多賀町以外に直接の米価保障の動きがないとして、これも否定されました。

本年度、認定農家や各集落営農法人は、昨年の米価下落により数百万円から1,000万近くの収入減にあえいでおり、今春の肥料、資機材の支払いもできない。こんな

中で、春の作付にも希望が持てないとの嘆きの声が聞こえてきます。

この修正動議の3,900万円の増額補正は、昨年来、米1俵当たり1,000円の町助成3万9,000俵分を見込むもので、助成は縁故米を除き、JAや米穀商に出荷し、販売価格が証明できるものに限るとしています。議員各位におかれましては、町が3年連続で町費総額1億円以上をかけ、町内事業者への消費拡大を誘導する施策を進めてきた支援を米価下落に苦しむ農業者にもその輪を広げるものであることを理解いただき、御賛同くださるようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

なお、今回の米価下落に伴う農家支援3,900万円の財源は、財政調整基金からの繰入れで賄うこととしていますが、多賀町では国のコロナ交付金で10割充当されたということですので、念のため申し添えておきます。

以上です。

**○議長（村田 定君）** ほかに、修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に、修正案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 議案第23号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算に対する修正動議の反対討論を行います。

コロナ禍で困っている方は、農業者だけではなく、いろいろな人がいます。そして、こういうやり方ですれば、健全な議会運営が保たれないと思われまますので、反対討論といたします。

**○議長（村田 定君）** ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。まず、本案に対する河村善一君ほか1名から提出された修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立多数です。よって、議案第23号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案は可決されました。

ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。そうです。修正議決した部分を除く原案についての採決です。本案

に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、修正議決した部分を除く原案は可決しました。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時23分

再開 午後4時24分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） お諮りします。ただいま同意1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、同意1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎同意第19号の上程、説明、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第1、同意第19号 愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（有村国知君） それでは、追加提案させていただきました同意第19号 愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを説明させていただきます。

今回、教育長の任命について、議会の同意をお願いするものです。

氏名、徳田 寿。

住所、生年月日は議案書記載のとおりであります。

徳田氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有し、特に教育に対する意識が高く、教育行政の経験豊富な方です。また、平成31年4月2日より教育長としてお

願いし、今回も引き続き教育長として2期目をお願いするものです。愛荘町の教育長として適任でありますので、何とぞ御同意を頂きますよう、よろしく申し上げます。

なお、任期は令和4年4月2日から3年間となります。

○議長（村田 定君） 人事案件につき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

ここで、教育長の退場を求めます。

〔教育長 徳田 寿君 退場〕

○議長（村田 定君） これより同意第19号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、同意第19号 愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時27分

再開 午後4時29分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） お諮りします。ただいま選挙2件、議提4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、選挙2件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎選挙第7号の上程、説明、決定

○議長（村田 定君） 追加日程第1、選挙第7号 愛荘町選挙管理委員会委員及び委員補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に青木栄三君、森野和美君、川口秀政君、山岡勇市君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員に居島惣偉智君、飯島滋夫君、濱中千賀子君、三浦勝治君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が選挙管理委員会補充員に当選されました。

ここで、本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

---

### ◎選挙第8号の上程、説明、決定

○議長（村田 定君） 追加日程第2、選挙第8号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題にします。

この広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条

第3項の規定により、関係市町の議会の議員並びに長及び副市町長のうちから、各関係市町の議会において1人を選挙するとなっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に町長、有村国知君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました有村国知君を滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました有村国知君が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました有村国知君が議場にいますから、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

---

#### ◎議提第4号～第6号の上程、説明、決定

○議長（村田 定君） 追加日程第3、議提第4号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第5、議提第6号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出があります。閉会中の継続調査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議提第4号 総務産業建設常



任委員会閉会中の継続調査について、議提第5号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第6号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

---

#### ◎議提第7号の上程、説明、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第6、議提第7号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議提第7号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（村田 定君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（村田 定君） 町長、挨拶。

○町長（有村国知君） 令和4年3月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、人事案件18件、条例案件5件、契約議決案件2件、令和3年度補正予算案件9件、令和4年度当初予算並びに補正予算案件7件、合計41案件について御提案し、慎重審議の上、全ての議案につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。

愛荘町の将来に向けて重要となる令和4年度予算について、着実かつ迅速に執行を行うとともに、よりよいまちづくりを目指して誠心誠意努力してまいります。

所信表明において、「日々の暮らしを笑顔につなげる絆を取り戻そう」をスローガンに力強く歩んでまいりたいとの思いを述べさせていただきました。本予算案は、愛荘町の発展に資する今後の町づくりを築いていく上での礎となるものです。愛着と誇りを感じる愛荘町の実現に向けまして、多くの方々に選ばれるいい町を皆様とともにつ

くり上げることができるよう、日々邁進してまいる所存です。

今後とも、議員の皆様をはじめ、住民の皆様のより一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（村田 定君）** これをもって、令和4年3月愛荘町議会定例会を閉じます。  
大変御苦勞さまでした。

閉会 午後4時38分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 4 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 5 番